

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和8年度女性管理職育成・男性育児休業促進研修及び女性ロールモデル交流会に係る実施等業務

2 委託業務の目的

本県における女性活躍を推進するため、県内企業における女性の管理職登用や男性の育児休業の取得を促進するための研修を実施するほか、女性ロールモデルと若手女性社員の交流会の実施及び研修のフォローアップや企業が実施する社員研修等で活用するための教材を改定・作成する。

3 委託者

茨城県

4 委託期間

令和8年6月11日（木）から令和9年2月19日（金）まで

※入札状況により前後する可能性があります。

5 委託業務内容

(1) 研修資料の作成

検討会の内容を元に、女性の管理職登用や男性の育児休業の取得を促進するための研修（以下「研修」という。）資料を作成する。

ア 研修については、以下の内容を踏まえ、研修資料を作成すること。

研修	対象	内容
若手・中堅の女性職員向け研修（女性ロールモデル交流会）	若手・中堅の女性職員	ロールモデルとの交流により、実体験に基づいた話を聞くことで、今後のキャリアを考える機会を提供する。
管理職候補の女性社員向け研修	管理職候補の女性社員	管理職になるための意識醸成と求められるスキル開発を行う研修
女性部下を持つ管理職向け研修	女性部下を持つ管理職	女性（多様な部下）のマネジメント・育成力を高める研修
上司と部下の相互理解研修	管理職・女性部下	若手女性社員や管理職候補の女性社員、上司等立場の違うもの同士の相互理解を深める研修
男性育休普及に係る研修	経営者、管理職、人事担当者等、育休取得者の同僚、育休取得見込み者	<ul style="list-style-type: none">・男性育休の必要性（共育）、育児・介護休業法改正の概要や要点の紹介・グループワーク等を行い、休業者が出て持続できる組織運営、イクボス的マネジメント、ハラスメント防止の組織づくり、育休取得者の同僚（職務を肩代わりする方）への支援や配慮事例を学習（企業は、育休者がいる組織をどうマネジメントするのかを知りたい）・女性の健康上の特性への配慮について（妊娠中、産褥期の女性への配慮（全治2ヶ月のケガ相当）、産後ケア、産後うつ）・育休中のパパのメンタルケア

イ 研修資料の作成の際、以下のとおり対応すること。

・茨城県で実施した「茨城県女性活躍推進に関する企業実態調査」及び「男女共同参画に関する県民の意識と実態に関する調査」等、各種調査を参考とすること。

・現状の女性活躍（DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の考え方を含む）を踏まえた内容とすること。

・その他、県と協議の上、資料を作成すること。

ウ 研修の日程、実施方法、研修人数、到達目標について、提案型とすること。

（2）研修の実施

ア 作成した研修資料に基づき、講師を選定し、研修を実施する。

・研修は各プログラムにつき、別表の回数実施とする。

イ 講師の選定、依頼、連絡調整を行い、研修が履行された後に受託者の負担により講師への謝金、交通費等の支払いを行うこと。

ウ 1回の研修については、現地集合開催。2回開催する研修については現地集合開催1回、オンライン開催1回で計2回実施する。

エ 研修を集合型で実施する場合の研修会場の確保及びオンラインで研修を実施する場合の配信業務については、受託者が行うものとする。なお、県有施設等の県の申請により使用料の減免措置がある施設の予約にあたっては、県が施設の利用申請を行う。

オ 参加者の募集受付及び集計等、問い合わせ対応は受託者が行う。

カ 若手・中堅向け研修は、ファシリテーター1名、パネリスト3名で実施することとし、ファシリテーターについては大学教授等の有識者、パネリストは女性リーダー先進企業表彰の歴代受賞企業で働く女性ロールモデル（課長以上を想定、異なる業種）とすること。

キ 男性育休に係る研修については、後日アーカイブ配信を行うこと。（年度内を期限とする）

ク 委託者の指示により研修の内容及び運営方法等に関する打合せを計6回程度実施すること。基本的には、委託者と受託者2者での打ち合わせとするが、講師を含め3者での打ち合わせを指示することもある。

ケ 研修テキスト、当日配布資料及び投影資料については、各研修開催日の約3週間前までに事前に委託者へデータで提出し確認を受けること。

コ オンライン研修の際は、研修終了後に参加者にテキストを郵送すること。

サ 集合型研修の際は、研修当日までに参加者数+5部研修テキストを用意すること。

シ 集合型研修時の会場内の準備（映像機器のセッティング、机の配置等）や参加者の受付事務等は受託者が行うものとする。

ス 参加費用については原則無料とすること。

（3）フォローアップ教材の作成

フォローアップ教材について、以下のとおり作成すること。

ア 「令和5年度女性管理職育成教材作成業務」において茨城県が作成した教材をもとに、企業での研修で活用が可能かつ研修参加者が研修で得た知識を復習・定着できる教材を作成する。

イ 加えて、企業での研修で活用が可能かつ「男性育休普及に係る研修」参加者が使用できる、男性の育児休業取得を促進する教材を作成すること。

ウ いずれも、動画教材、テキスト、効果測定用資料を作成すること。（研修教材をベースに作成することを想定）

(4) 周知の実施

以下の内容を行うこと。

ア 研修・交流会・フォローアップ教材をまとめた広報用チラシ（A3 見開き）の作成を行い、7千部印刷を行うこと。なお、本広報用チラシは、編集可能なデータ形式（パワーポイント、Word等）でも納品を行うこと。

イ その他の手法による周知（例：メールマガジン、広報誌、SNS 広告（Instagram、Google、yahoo 等））

6 その他

(1) 実施にあたり

当事業は地域女性活躍推進交付金を活用し、女性活躍推進法の趣旨を踏まえたものであるが、女性活躍はダイバーシティの大きな割合を占めるものであり、女性が活躍できる組織は誰もが活躍できる組織とも言えると考えられること、また、企業や、受講者の女性から、なぜ女性だけ、性別を問わず誰もが活躍する企業風土を目指しているなどとの声もあることから、事業実施に当たっては、ダイバーシティの視点も意識したものとしたい。

(2) 打ち合わせ

受託者は、委託業務を効果的かつ円滑に進めるため、委託者と十分に協議の上、業務を実施すること。

(3) 個人情報の保護

受託者は、委託業務を遂行するに当たっては、別記「個人情報の保護に関する特約事項」を遵守しなければならない。なお、委託業務に係る契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(4) 仕様書に定め無き事項等

ア 本業務の受託者は、下記の事項に従い業務を実施することを要する。

①本書に明記していない事項及び業務内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方協議の上、決定するものとする。

②受託者側からも積極的な提案をし、事業効果の最大化に努めること。

<別表>女性管理職育成研修及び男性育休取得促進研修・セミナーについて

事業名		対象者	研修回数（案）	開催時期（案）
女性管理職育成研修・男性育休研修	若手・中堅の女性職員向け研修（女性ロールモデル交流会）	若手・中堅女性社員	1	10月
	管理職候補の女性社員向け研修	管理職候補の女性社員	2 (2日間×2回)	10月
	女性部下を持つ管理職向け研修	女性部下を持つ管理職	2	11月
	上司と部下の相互理解研修	管理職・女性部下	2	1月
	女性管理職育成及び男性育休取得促進教材 (フォローアップ教材)	研修受講者及び県内企業	—	—
	男性育休普及に係る研修	管理職、人事担当者等	2	10月～1月